

都市建設常任委員会会議記録

日 時 令和元年7月9日(火曜日)

午前10時 2分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前11時40分 休憩

委員派遣後、会議を開かず

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 各課の事務分掌及び令和元年度主要事務事業の概要について

(2) 報告事項

① 市営住宅の入居について

(住宅政策課)

(3) その他

(4) 所管施設視察

2 出席委員(6名)

委員長 飯田正美君 副委員長 萩谷慎一君

委員 中庭次男君 委員 五十嵐博君

委員 小川勝夫君 委員 松本勝久君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(1名)

議長 安藏栄君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長 秋葉宗志君

建設部長 渡邊雅之君 建設部技監兼建設計画課長 大森幹司君

道路管理課長 有金正義君 道路建設課長 安達茂君

生活道路整備課長 川又弘一君 河川都市排水課長 三村隆君

建築課長 大和田聡君 土木補修事務所事務長 大山裕己君

内原建設事務所事務長 谷萩幸治君

都市計画部長 高橋涼君 都市計画部副部長 川崎洋幸君

都市計画部技監兼市街地整備課長 坪貴之君 都市計画部技監兼住宅政策課長 木村勤君

都市計画部技監兼
泉町周辺地区
開発事務所長

加 藤 久 人 君

都市計画課長

黒 澤 純 一 郎 君

建築指導課長

井 原 孝 志 君

公園緑地課長

上 田 航 君

上下水道事業
管 理 者

檜 山 隆 雄 君

上下水道局
下水道部長

白 田 敏 範 君

下水道管理課長

鬼 澤 英 一 君

下水道整備課長

松 葉 光 隆 君

下水道施設
管理事務所長

川 原 井 正 浩 君

6 事務局職員出席者

議 事 係 長

綱 島 卓 也 君

書 記

武 田 侑 未 子 君

午前10時 2分 開議

○飯田委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから都市建設委員会を開会します。

議事に入ります前に、役付職員の紹介を行います。

なお、6月の委員会で既に当委員会出席の役付職員の紹介を行っておりますので、前例に倣いまして、委員会出席者を除く役付職員の紹介を行います。

それでは、別紙役付職員配置図に沿って、建設部より順次、紹介を願います。

○大森建設部技監兼建設計画課長 それでは、建設計画課の役付職員を紹介させていただきます。

課長補佐の讚井正俊でございます。

○讚井建設計画課長補佐 讚井です。どうぞよろしくお願いいたします。

○大森建設部技監兼建設計画課長 経理係長の富永慧でございます。

○富永経理係長 富永でございます。よろしくお願いいたします。

○大森建設部技監兼建設計画課長 道路計画係長の菅野康範でございます。

○菅野道路計画係長 菅野でございます。よろしくお願いいたします。

○大森建設部技監兼建設計画課長 総合治水計画係長、広沢拓でございます。

○広沢総合治水計画係長 広沢です。よろしくお願いいたします。

○大森建設部技監兼建設計画課長 以上でございます。よろしくお願いいたします。

○有金道路管理課長 続きまして、道路管理課の役付職員を御紹介させていただきます。

課長補佐の塚田克彦でございます。

○塚田道路管理課長補佐 塚田でございます。よろしくお願いいたします。

○有金道路管理課長 管理係長の田多井健志でございます。

○田多井管理係長 田多井でございます。よろしくお願いいたします。

○有金道路管理課長 認定外道路係長の安見昇でございます。

○安見認定外道路係長 安見です。よろしくお願いいたします。

○有金道路管理課長 台帳係長の舟木豊でございます。

○舟木台帳係長 舟木でございます。よろしくお願いいたします。

○有金道路管理課長 以上、よろしくお願いいたします。

○安達道路建設課長 続きまして、道路建設課の役付職員を紹介させていただきます。

課長補佐、立石忠一郎でございます。

○立石道路建設課長補佐 立石でございます。よろしくお願いいたします。

○安達道路建設課長 次に、工務第1係長、鯉淵英雄でございます。

○鯉淵工務第1係長 鯉淵です。よろしくお願いいたします。

○安達道路建設課長 次に、工務第2係長、深谷周平でございます。

○深谷工務第2係長 深谷でございます。よろしくお願いいたします。

○安達道路建設課長 次に、工務第3係長、石川博誠でございます。

- 石川工務第3係長 石川でございます。よろしくお願いいたします。
- 安達道路建設課長 次に、工務第4係長、鈴木美和でございます。
- 鈴木工務第4係長 鈴木です。よろしくお願いいたします。
- 安達道路建設課長 以上でございます。よろしくお願いいたします。
- 川又生活道路整備課長 続きまして、生活道路整備課の役付職員の紹介をさせていただきます。
課長補佐の木村浩道でございます。
- 木村生活道路整備課長補佐 木村でございます。よろしくお願いいたします。
- 川又生活道路整備課長 工務第1係長 橋本賢一でございます。
- 橋本工務第1係長 橋本でございます。よろしくお願いいたします。
- 川又生活道路整備課長 工務第2係長、打越秀明でございます。
- 打越工務第2係長 打越です。よろしくお願いいたします。
- 川又生活道路整備課長 以上、よろしくお願いいたします。
- 三村河川都市排水課長 続きまして、河川都市排水課の役付職員を紹介させていただきます。
課長補佐の鯉淵寛でございます。
- 鯉淵河川都市排水課長補佐 鯉淵でございます。よろしくお願いいたします。
- 三村河川都市排水課長 管理係長の大和田健郎でございます。
- 大和田管理係長 大和田でございます。よろしくお願いいたします。
- 三村河川都市排水課長 工務第1係長の一澤亮二でございます。
- 一澤工務第1係長 一澤でございます。よろしくお願いいたします。
- 三村河川都市排水課長 工務第2係長の小貫貴史でございます。
- 小貫工務第2係長 小貫貴史です。よろしくお願いいたします。
- 三村河川都市排水課長 以上、よろしくお願いいたします。
- 大和田建築課長 続きまして、建築課の役付職員を紹介させていただきます。
課長補佐の小坪英揮でございます。
- 小坪建築課長補佐 小坪でございます。よろしくお願いいたします。
- 大和田建築課長 同じく課長補佐の宇佐美忠之でございます。
- 宇佐美建築課長補佐 宇佐美でございます。よろしくお願いいたします。
- 大和田建築課長 建築第1係長の大森保宏でございます。
- 大森建築第1係長 大森でございます。よろしくお願いいたします。
- 大和田建築課長 建築第2係長の相田貴浩でございます。
- 相田建築第2係長 相田でございます。よろしくお願いいたします。
- 大和田建築課長 建築第3係長の堀内智広でございます。
- 堀内建築第3係長 堀内でございます。よろしくお願いいたします。
- 大和田建築課長 建築第4係長の山本聖子でございます。
- 山本建築第4係長 山本でございます。よろしくお願いいたします。

- 大和田建築課長 以上、よろしくお願ひいたします。
- 大山土木補修事務所長 続きまして、土木補修事務所の役付職員を紹介させていただきます。
次長兼管理係長の戸井田賢士でございます。
- 戸井田土木補修事務所次長兼管理係長 戸井田でございます。お願ひします。
- 大山土木補修事務所長 次長の高根尚久でございます。
- 高根土木補修事務所次長 高根です。よろしくお願ひします。
- 大山土木補修事務所長 工務第1係長の浅野二憲でございます。
- 浅野工務第1係長 浅野でございます。よろしくお願ひします。
- 大山土木補修事務所長 工務第2係長の井上誠でございます。
- 井上工務第2係長 井上でございます。よろしくお願ひします。
- 大山土木補修事務所長 以上、よろしくお願ひいたします。
- 谷萩内原建設事務所長 続きまして、内原建設事務所の役付職員を紹介させていただきます。
次長の飯田健一でございます。
- 飯田内原建設事務所次長 飯田でございます。
- 谷萩内原建設事務所長 土木係長の佐藤拓也でございます。
- 佐藤土木係長 佐藤でございます。
- 谷萩内原建設事務所長 なお、菊池管理係長は公務出張のため欠席でございます。
以上、よろしくお願ひいたします。
- 黒澤都市計画課長 続きまして、都市計画課の役付職員を紹介いたします。
景観室長の柴崎美博です。
- 柴崎都市計画課景観室長 柴崎でございます。
- 黒澤都市計画課長 課長補佐の田部田英智です。
- 田部田都市計画課長補佐 田部田でございます。
- 黒澤都市計画課長 経理係長の中藤崇です。
- 中藤経理係長 中藤でございます。
- 黒澤都市計画課長 計画係長の花香智幸です。
- 花香計画係長 花香でございます。
- 黒澤都市計画課長 景観係長の中村良太です。
- 中村景観係長 中村でございます。
- 黒澤都市計画課長 以上でございます。よろしくお願ひいたします。
- 井原建築指導課長 続きまして、建築指導課の役付職員を御紹介いたします。
技正兼課長補佐の青木昌弘でございます。
- 青木建築指導課技正兼課長補佐 青木でございます。
- 井原建築指導課長 開発指導室長の河合仁志でございます。
- 河合建築指導課開発指導室長 河合でございます。

- 井原建築指導課長 課長補佐の大森基順でございます。
- 大森建築指導課長補佐 大森でございます。
- 井原建築指導課長 指導係長の井関健次でございます。
- 井関指導係長 井関でございます。
- 井原建築指導課長 審査第1係長の綿引一人でございます。
- 綿引審査第1係長 綿引でございます。
- 井原建築指導課長 審査第2係長の大塚裕哉でございます。
- 大塚審査第2係長 大塚でございます。
- 井原建築指導課長 開発指導室宅地開発係長の畑山日出男でございます。
- 畑山宅地開発係長 畑山でございます。
- 井原建築指導課長 以上でございます。よろしくお願いいたします。
- 上田公園緑地課長 続きまして、公園緑地課の役付職員を御紹介いたします。
千波湖管理室長の鶴井昭宏でございます。
- 鶴井公園緑地課千波湖管理室長 鶴井でございます。
- 上田公園緑地課長 課長補佐の小坂部勝久でございます。
- 小坂部公園緑地課長補佐 小坂部でございます。
- 上田公園緑地課長 緑化係長の菅本智克でございます。
- 菅本緑化係長 菅本でございます。
- 上田公園緑地課長 施設係長の海野尚史でございます。
- 海野施設係長 海野でございます。
- 上田公園緑地課長 以上でございます。よろしくお願いいたします。
- 坏都市計画部技監兼市街地整備課長 続きまして、市街地整備課の職員を御紹介いたします。
副参事兼内原駅南口周辺地区整備事務所長の潮田修一でございます。
- 潮田市街地整備課副参事兼内原駅南口周辺地区整備事務所長 潮田でございます。
- 坏都市計画部技監兼市街地整備課長 課長補佐の久木崎隆でございます。
- 久木崎市街地整備課長補佐 久木崎でございます。
- 坏都市計画部技監兼市街地整備課長 東前地区開発事務所長の岩上健一でございます。
- 岩上市街地整備課東前地区開発事務所長 岩上でございます。
- 坏都市計画部技監兼市街地整備課長 市街地整備課計画係長の照沼洋介でございます。
- 照沼計画係長 照沼でございます。
- 坏都市計画部技監兼市街地整備課長 同じく整備係長の佐野彰信でございます。
- 佐野整備係長 佐野でございます。
- 坏都市計画部技監兼市街地整備課長 東前地区開発事務所計画係長の友崎理一でございます。
- 友崎計画係長 友崎でございます。
- 坏都市計画部技監兼市街地整備課長 同じく整備係長の宮本仁でございます。

- 宮本整備係長 宮本でございます。
- 坏都市計画部技監兼市街地整備課長 以上でございます。よろしくお願いいたします。
- 木村都市計画部技監兼住宅政策課長 続きまして、住宅政策課の役付職員を紹介いたします。
課長補佐の佐藤倫子でございます。
- 佐藤住宅政策課長補佐 佐藤でございます。
- 木村都市計画部技監兼住宅政策課長 政策係長、江幡将行でございます。
- 江幡政策係長 江幡と申します。
- 木村都市計画部技監兼住宅政策課長 市営住宅係長、渡部健一でございます。
- 渡部市営住宅係長 渡部です。
- 木村都市計画部技監兼住宅政策課長 以上です。よろしくお願いいたします。
- 加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 続きまして、泉町周辺地区開発事務所の役付職員を御紹介させていただきます。
まず、次長の磯前直志でございます。
- 磯前泉町周辺地区開発事務所次長 磯前でございます。
- 加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 事業推進係長、小林健典でございます。
- 小林事業推進係長 小林でございます。
- 加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 周辺整備係長、石井猛夫でございます。
- 石井周辺整備係長 石井です。
- 加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 以上、よろしくお願いいたします。
- 鬼澤下水道管理課長 続きまして、下水道管理課の役付職員の紹介をさせていただきます。
課長補佐の大谷俊でございます。
- 大谷下水道管理課長補佐 大谷でございます。
- 鬼澤下水道管理課長 同じく課長補佐の川崎高義でございます。
- 川崎下水道管理課長補佐 川崎でございます。
- 鬼澤下水道管理課長 経理係長の櫻井憲男でございます。
- 櫻井経理係長 櫻井でございます。
- 鬼澤下水道管理課長 計画係長の薄井修でございます。
- 薄井計画係長 薄井でございます。
- 鬼澤下水道管理課長 経営企画係長の宮内一樹でございます。
- 宮内経営企画係長 宮内でございます。
- 鬼澤下水道管理課長 普及指導係長の足立健一でございます。
- 足立普及指導係長 足立でございます。
- 鬼澤下水道管理課長 収納係長の竹内文哉でございます。
- 竹内収納係長 竹内でございます。
- 鬼澤下水道管理課長 以上、よろしくお願いいたします。

○松葉下水道整備課長 続きまして、下水道整備課の役付職員の紹介をさせていただきます。
課長補佐の谷萩広明でございます。

○谷萩下水道整備課長補佐 谷萩でございます。

○松葉下水道整備課長 工務第1係長の内記秀人でございます。

○内記工務第1係長 内記でございます。

○松葉下水道整備課長 工務第2係長の中野稔でございます。

○中野工務第2係長 中野でございます。

○松葉下水道整備課長 工務第3係長の清水達彦でございます。

○清水工務第3係長 清水でございます。

○松葉下水道整備課長 工務第4係長の金子禎胤でございます。

○金子工務第4係長 金子でございます。

○松葉下水道整備課長 以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○川原井下水道施設管理事務所長 続きまして、下水道施設管理事務所の役付職員を紹介させていただきます。

技正兼次長の渡邊基弘でございます。

○渡邊下水道施設管理事務所技正兼次長 渡邊でございます。

○川原井下水道施設管理事務所長 次長の須能信明でございます。

○須能下水道施設管理事務所次長 須能です。

○川原井下水道施設管理事務所長 管理係長の草野幹雄でございます。

○草野管理係長 草野でございます。

○川原井下水道施設管理事務所長 施設係長の関谷将一でございます。

○関谷施設係長 関谷でございます。

○川原井下水道施設管理事務所長 以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○飯田委員長 以上で役付職員の紹介を終わります。

〔「今、事務分掌の中での、わからないことが……」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 じゃ、どうぞ。松本委員。

○松本委員 要するに、聞きたいことがあるんだけど、いいかな。

○飯田委員長 どうぞ。

○松本委員 今、これ、ざっと見てもさ、課が全部で十六、七ぐらいになっているのかな、これ、分かると。そうだね。開発事務所まで入れると、多分ね。そして、この事務分掌のほうを見ると、例えばだよ。全部目を通してないからわかんねえけれども、高速道路の整備促進なんていう係もあるようになってるんだよね。あとは例えば急斜面の調査だとか、これは水戸市はそういう工事には携わっていないよね。いないよね。だけれども、そういうものの調査、整備促進っていうのは、どういう仕事を実際やっているのか。事務分掌の中でそのようにうたわれているんだけど、高速道路は国がやる事業だと思っていますから、水戸市は高速道路にどういう点で携わっているのかとか、あるいは危険箇所の急斜面は、これは県がやるの

かな。水戸市は工事というのはやらないよね。そうすると、そういうものの携わっているその担当者っていうのは、実際はどういうお仕事をされているのかというのが、以前はもっとわかりやすかったんだけど、都市建設委員会の課が大分ふえちゃって、誰に話していいんだかわかんねえ部分もあるわけよ。例えば、我々が市民に要望を受けたときに。どこの係に言ったらいいのかなって、私もまだ10期にしかなくてないから、覚えてないんだけど、その間に課がどんどんふえていって、担当が、所管がわかんなくなっちゃっているんだよね、実際ね。だから、直接知っている人に聞いちゃうんだけど、部長とかね、技監とか、その辺の上のほうに座っている人に聞いちゃうんだけど、そういう担当の1係、2係、3係とか、こうありますね。だから、今ちょっと見ただけで、高速道路の整備促進の関係だとか、斜面のどうだこうだとかいう仕事っていうのは、実際どういうことをやられているのか。

都市計画道路なんかは、前は都市計画部がやっていたんだよね。それが今度は建設部のほうに移管されたんだけど、計画を立てるのは都市計画部のほうだよ、これはね。新たに都市計画道路なんかのそういう予定をつくっていく場合には、前は都市計画部が整備までやっていたんだよね。それで、絵を描くのは都市計画部が描いて、今度は建設部が工事をするよと、こんなふうになっているのかな、今。

だから、その辺のこの事務分掌をもう少し具体的に、我々はわからない部分もあるもんで、この事務分掌のさらに、1点だけだ。今言っているのは1点か2点の部分だけれども、この部分はこういう仕事をやるんだよというような何か説明、文章みたいなものというのはこの中にあるの、これ。

○飯田委員長 松本委員、この後に事務分掌、主要事務事業の概要説明がありますから……

○松本委員 ああ、それがあるの。

○飯田委員長 その中で……

○松本委員 行革があるから、行革の中でも構わないんだけど、ただ、ここで、ここの知識は私も得ていかないと、行財政改革調査特別委員会というのが今度できて、開かれていくわけですから、そういうことにも触れていきたいんだけど、ただ、議員であって、わからないのでは、質問もしようと思ったら、笑われちゃうから、そういうことを知りたいなと思ったの。

じゃ、この後、説明があるのね。

○飯田委員長 ええ。はい。事務分掌……

○松本委員 はい、わかりました。

○飯田委員長 それでは、これより議事に入ります。

初めに、各課の事務分掌及び令和元年度主要事務事業の概要について、順次説明を願います。

それでは、建設部からお願いします。

○渡邊建設部長 建設部の事務分掌及び主要事務事業の概要につきまして、御説明させていただきます。

建設部提出資料の1ページをお開きください。

建設部の事務分掌は、道路及び河川、その他土木に関する事、建築工事に関する事などとなっております。

詳細につきましては、1ページから3ページに記載のとおりでございます。

なお、詳しいことにつきましては、この後、各課の課長より説明させていただきますので、よろしくお願

いたします。

また、組織体制につきましては、全体で6課2事務所24係、職員定数141名で事務執行に当たっております。

令和元年度の建設部の予算でございますが、人件費を含めて約71億円でございます。そのうち、道路整備等の投資的経費といたしまして約48億円、維持管理経費といたしまして約12億円の事業を執行してまいります。

〔「この予算書っていうのはどこかに出ているの、これ。内容を言われてもわからないな。これがそう。5ページがそうなの、今言っているのは。課ごとにこうなっているのか。生活道路整備課から道路管理課までページがずっと、今言っていることは、これはしゃべっていることだから、よかっぺ。これ、書いてあるんだ」と呼ぶ者あり〕

○渡邊建設部長 なお、建築課につきましては、建設部外の予算によります市有建築物の営繕などを行っており、今年度は約79億円の受託事業を執行してまいります。

続きまして、各課の主要事務事業につきましては、所管の課長より御説明させていただきます。よろしくお願いたします。

○飯田委員長 大森建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 それでは、建設計画課の主要事務事業の概要を説明させていただきます。

その前にですね、先ほど御指摘いただきました事務分掌の部分の説明をさせていただきたいと思っておりますので、資料の1ページ目をお開き願います。

一番表の上段のところに建設計画課の項目が3つの係で記載されてございます。

経理係につきましては、部内の予算の執行管理ということで、この部内の全体の予算の執行のほうを行ってございます。

2つ目に記載があります道路計画係の中で、先ほどお話しいただきました高速自動車道の整備促進に関すること、こちらにつきましては、水戸市を通っている高速道路の整備促進ということで、まだ未完成になっている路線とかもありますけれども、今やっているのは、東関東自動車道、それから常磐自動車道など、あとスマートインターチェンジの工事に関することになりまして、市のほうで直接工事を行っているのはスマートインターチェンジのほうですけれども、もともとの本線の整備については、その路線としてつながっている、県、それからその自治体が主体となって期成同盟会などをつくって、早期の整備要望を国のほうに働きかけるというふうな活動をしておりますので、その一翼を担う水戸市としても、そういった活動に参加して、早期の整備促進を要望していくというような活動を行ってございます。

あと、道路計画係におきましては、狭隘道路とか市道整備の申請の受け付け等の事前調査、それから、道路の認定、廃止、変更に関しては、これはいつも認定のほうでお世話になっている、6月、12月の市道認定に関するような作業の受け付けでございます。

あと、3つ目に記載があります総合治水計画係のほうでは、河川並びに都市下水路及び排水路の事業計画に関することなどを取り扱ってございまして、近年で言えば、雨水排水施設整備プログラムによる冠水箇所

の解消に向けた進捗状況の管理とか、そういったところを行っている次第です。

それと、3番目に記載のあります急傾斜地の崩壊による災害防止に関することにつきましては、急傾斜地法という法律に指定されている崖地については、実際、県のほうで工事を行うような形になっておりますが、そのほかに土砂災害防止法に基づく崖地の点検とかがございます、そういった大雨が降ったときとか、大きな地震があったときのそういったところが安全かどうかとかというのを確認したり、あとまた県のほうで管理している急傾斜地につきましても、合同で点検をしたり、そういった点検作業や、そういった危険があったときに周知などを防災・危機管理課と連携をとりながら作業を行っているものでございます。

大体、係の事務分掌の中でお話しさせていただいたような、そういったところをいろいろやっているような課でございます。

主要事務事業のほう、4ページ目をお開き願ひまして、今年度の主要事務事業の概要について、御説明を差し上げたいと思います。

1つ目の都市計画道路網の見直しによる道路網の再編につきましては、現在、水戸市内に国や県、市道を合わせて82路線、約225キロメートルの都市計画道路が都市計画決定をされております。この都市計画道路につきましては、多くの時間と費用が必要となりますが、近年の経済状況の悪化等に伴いまして、予算の抑制や都市化に伴う用地取得が困難になっていることなどによりまして、長期間、未着手になっている路線が少なくないことから、これらの路線につきまして、路線の廃止や変更を行うことを念頭に検証作業を進め、近年では平成29年7月に都市計画の変更を行いました。

今年度は、その平成29年に変更したときの検証が平成26年前後から始まったところでございまして、その時点から5カ年以上が経過したこと、また平成30年2月に、最新の道路交通センサスのデータが公表になったことを受けまして、今年度、市内における最適な道路網再編のために、将来交通量の推計とか、そういったところをもとに、都市計画道路の廃止路線の影響評価などに関する委託業務を発注する予定としております。

なお、こういった都市計画道路の計画に関しても、先ほどちょっとお話をいただきましたけれども、今、道路の関係についての計画、それから執行については、建設部のほうで今、承っておるような形になっておりますので、計画に関する部分については建設計画課、それから事業のほうについては道路建設課で行っているような状況になってございます。

あと、2つ目の道路整備プログラム（道路整備方針）に基づく効率的・効果的な道路整備の推進につきましては、市内で快適で安全、安心な道路ネットワークの整備を推進するために、都市計画道路や幹線市道及びそれに準ずる市道につきまして、各路線の持つ必要性や優先性を客観的に評価できるような指標を策定するものでございます。

最後になりますが、3つ目です。水戸市雨水排水施設整備プログラムの推進につきましては、近年増加するゲリラ豪雨や都市化の進展による緑地の減少などにより生じる浸水被害の早期軽減を図るために、効率的、効果的な雨水排水施設の整備を進めていくとともに、市民や事業所と協働して総合的な雨水排水計画を推進するものでございます。

現在、策定してから数年がたっておりまして、年次的に事業のほうを進めておりますが、そういったところ

の事業の進捗管理を行うような形としております。

また、主要事務事業のこちらの調書のほうに記載はございませんけれども、先ほどよりいろいろお話のありました、国などで行っているような道路の整備に関する要望、また河川に関してもですね、そういった直轄事業に関して、早期の整備を行っていただくような要望などを、私どものほうで事務局を持っていて、そういった要望活動も行っておりまして、要望活動を通じまして、安全、安心な市民生活の実現を目指しているような形となっております。

以上が建設計画課の説明でございます。

○有金道路管理課長 続きまして、5ページをお開き願います。

道路管理課の主要事務事業の概要を御説明いたします。

道路管理課では、市が管理しております道路施設や法定外公共物の維持管理を担当しております。

1の道路管理、2の道路台帳整備、3の舗装道維持補修につきましては、道路の日常維持管理を初め、財産管理などを行うものでございます。

4の道路付属物維持、5の橋りょう維持につきましては、道路の舗装面や街路灯、標識などの附属物、道路橋梁について点検を実施し、長寿命化修繕計画を策定するものでございます。

6の交通安全施設整備につきましては、生活道路に対して警察署と連携し、路面標示等による交通安全対策を実施するものでございます。

以上でございます。

○安達道路建設課長 続きまして、道路建設課より御説明いたします。

資料6ページをお開き願います。

道路建設課は、主に幹線道路の街路整備事業を初め、道路新設改良事業、交通安全施設整備事業、橋りょう新設改良事業を担当しております。

1の国補街路整備事業の箇所につきましては、お手元の資料12ページの箇所図を御参照ください。国補街路整備事業の箇所を赤色で表示しております。都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）ほか4路線の工事、用地取得を実施しております。

3の道路新設改良事業の箇所につきましては、資料13ページの箇所図を御参照ください。上大野185号線ほか17路線の工事、用地取得及び委託等を実施しております。

4の交通安全施設整備事業の箇所につきましては、資料14ページを御参照下さい。常澄8-2201号線ほか4路線の歩道整備等の工事委託を実施しております。

5の橋りょう新設改良事業の箇所につきましては、資料15ページを御参照ください。美都里橋ほか2橋梁の長寿命化をするため、工事委託を実施しております。

説明は以上でございます。

○川又生活道路整備課長 続きまして、7ページの生活道路整備課、主要事務事業の概要について、御説明いたします。

生活道路整備課におきましては、狹隘道路整備を初め、生活に密着した道路の整備を担当しております。

資料の16ページをお開きいただきます。

1の狭あい道路及び後退敷地整備事業におきましては、市民要望の多い事業でありますことから、国の補助事業であります狭あい道路整備等促進事業を活用し、重点的に整備を進めることとしております。今年度は上中妻121号線を初め、20路線、1,733メートルの工事を進めるとともに、用地補償及び測量を行ってまいります。

続きまして、資料の17ページの箇所図を御参照ください。

2の側溝新設改良事業につきましては、側溝が未整備で幅員が4メートル以上ある市道について、側溝等の新設を行うとともに、老朽化した側溝の改良を行うもので、生活道路の整備として、狭隘道路とともに市民要望の多い事業でございます。今年度は城東1号線を初め、14路線、1,187メートルの工事を行ってまいります。

次に、資料の18ページの箇所図を御参照ください。

3の認定外道路整備事業につきましては、幅員1.8メートル以上で未舗装の認定外道路について、市民要望を受けて舗装整備を行っており、今年度は14路線、1,278メートルの工事を行ってまいります。

以上でございます。

○三村河川都市排水課長 続きまして、8ページの河川都市排水課の令和元年度の主要事務事業について、御説明いたします。

河川都市排水課におきましては、都市下水路、排水路及び準用河川の整備及び管理を担当しております。

1の河川維持管理につきましては、水戸市管理の準用河川の維持修繕を行うものでございます。

2の排水路整備事業につきましては、あわせて19ページを御参照ください。主に市街化調整区域の雨水排除のため、平須町排水路を初めといたしまして、12路線、1,221メートルの整備と4路線の委託を進めてまいります。

3の排水路維持管理につきましては、排水路の維持修繕及び調整池の除草などの維持管理を行うものでございます。

4の河川改良事業につきましては、あわせて20ページを御参照ください。水戸市管理の準用河川の改良工事を行うものでございまして、今年は沢渡川の整備を実施してまいります。

5の都市下水路整備事業につきましては、あわせて21ページを御参照ください。主に市街化区域の雨水排除のため、米沢町、元吉田町都市下水路新設工事を初めといたしまして、9路線、1,299メートルの整備と6路線の委託を進めてまいります。

6の都市下水路維持管理につきましては、都市下水路の維持修繕及び調整池の除草などの維持管理を行うものでございます。

7の浄化施設等維持につきましては、石川川浄化施設を初めとした4カ所の浄化施設の維持管理を行うものでございます。

以上でございます。

○大和田建築課長 続きまして、建築課の主要事務事業の概要について、説明いたします。

資料の9ページをごらんください。

建築課につきましては、市有建築物の新築、増築、修繕などの工事及びこれら建築工事の台帳作成など、

事務管理を所管しております。

令和元年度事業につきましては、見川小学校増改築工事や健康増進等施設建設工事を初めとして、工事100件、設計等委託47件、合計147件の事業を受託してまいります。

説明は以上でございます。

○大山土木補修事務所長 続きまして、土木補修事務所の主要事務事業の概要を説明させていただきます。

10ページをお開き願います。

土木補修事務所につきましては、道路、橋梁及び普通河川の維持補修を所管しており、現業職員による直接補修のほか、工事や委託による補修を実施しております。このうち、請負等契約を締結して執行する事業について、御説明いたします。

1の舗装道路維持補修につきましては、舗装補修を初め、側溝修繕等、記載の業務を行うものでございます。

2の側溝新設改良事業につきましては、集水ます等の新設を行うものでございます。

3の舗装新設事業につきましては、未舗装道路の舗装を行うものでございます。

4の交通安全施設整備事業につきましては、カーブミラーやガードレールの設置を行うものでございます。

5の交通安全施設維持につきましては、区画線の標示を初め、交通安全施設の維持補修のほか、道路敷の除草及び街路樹の管理を行うものでございます。

6の橋りょう維持及び7の河川維持につきましては、それぞれ記載の業務を行うものでございます。

なお、土木補修事務所の主要事業箇所図を22ページに添付してございますので、お目通しいたきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○谷萩内原建設事務所長 続きまして、内原建設事務所の主要事務事業の概要について、御説明いたします。

11ページをお開き願います。あわせて23ページの箇所図をごらんください。

内原建設事務所につきましては、内原地区における道路等の維持補修事業及び道路新設改良事業などを担当しております。

1の舗装道維持補修事業につきましては、内原8-0307号線を初め、8路線の工事を進めるとともに、道路等維持補修等の業務委託を行うものでございます。

2の道路新設改良事業につきましては、内原6-0008号線を初め、3路線の工事を進めるとともに、用地取得及び委託等を行うものでございます。

3の側溝新設改良事業につきましては、側溝未整備箇所側に側溝布設工事を行うものでございます。

4の舗装新設事業につきましては、未舗装道路の舗装工事を行うものでございます。

5の交通安全施設維持事業につきましては、区画線の設置工事を初め、道路敷の除草委託等を行うものでございます。

6の交通安全施設整備事業につきましては、カーブミラーやガードレールの設置工事を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○高橋都市計画部長 それでは、都市計画部提出の資料をお開きください。

まず、資料の3ページをお開きください。都市計画部の事務事業の概要でございます。

資料の3ページの中段、都市計画部概要というところをごらんください。

まず、組織体制でございますが、都市計画課、建築指導課、公園緑地課、市街地整備課、住宅政策課、泉町周辺地区開発事務所の5課1所でございます。令和元年度の人員数は90名、予算は約6.3億円でございます。

主な業務内容、四角の中でございますけれども、都市計画に関すること、建築の許可及び確認に関すること、面整備、区画整理事業及び市街地再開発事業でございますが、これに関すること、公園及び緑地に関すること、住宅に関することでございます。

詳細につきましては、各担当課長より御説明をさせていただきます。

○黒澤都市計画課長 それでは、都市計画課でございます。

都市計画課におきましては、部内全体の予算調整、経理等、それと都市計画の決定、変更に関すること、まちづくりに関する計画の策定、あとは都市景観、屋外広告物の指導等に関することを事務として行っております。

それでは、恐れ入ります。資料の4ページをお願いいたします。

令和元年度の都市計画課の主要事務事業の概要を説明いたします。

まず、1の健康まちづくり計画策定業務委託につきましては、歩くことが健康増進に効果的であることから、都市構造、市民の動向調査などの分析を行いつつ、主に中心市街地において、歩いて楽しめる歩行空間の整備等についての計画を策定するものでございます。

次に、2の屋外広告物関係業務につきましては、水戸市屋外広告物条例に基づきまして、屋外広告物の規制・誘導、違反広告に対する是正指導などを行うものであります。

次に、3の都市景観形成事業ですが、本市では、水戸市都市景観条例に基づいて、すぐれた都市景観づくりを行う地区を都市景観重点地区に指定しております。具体的には、下に記載がありますとおり、平成14年に備前堀沿道の地区を、平成31年4月に弘道館・水戸城跡周辺の地区をそれぞれ指定しております。その上で、これらの地区内においてすぐれた都市景観づくりに寄与する行為等に対しまして、その費用の一部の補助を行うものでございます。

4の市制施行130周年記念事業・みとの優れた景観選定事業につきましては、市制施行130周年記念事業といたしまして、水戸のすぐれた景観を公募、選定し、市民の景観に対する意識、関心の向上を図る事業でございます。

都市計画課につきましては、以上でございます。

○井原建築指導課長 続きまして、建築指導課の主要事務事業の概要を御説明いたします。

当課におきましては、建築確認申請及び開発行為の許可等、建築物、宅地開発等にまつわる法令に基づく許認可を担当してございます。

資料の5ページをお願いいたします。

1の建築の確認及び開発行為の許可についてでございますが、それぞれ建築行為や宅地開発工事の着手前

に必要な手続として法令に定められているものでございます。これらを初めといたしまして、所管しております法令に基づく申請や届け出の審査を行ってございます。

次に、2の木造住宅耐震診断士派遣業務委託でございますが、こちらは昭和56年5月以前に施工された木造住宅を対象に、耐震診断士を派遣する事業でございます。利用者は5,000円の自己負担で耐震診断を受けられるものでございます。

続きまして、3の木造住宅耐震改修補助事業でございますが、こちらは耐震診断の結果、耐震性が不足していた木造住宅を対象といたしまして、耐震改修工事及び耐震補強設計に対する補助を行う事業でございます。補助額は、耐震改修工事の場合は、当該工事費用の23%以内で限度額50万円、耐震補強設計の場合は、当該設計費用の2分の1以内で限度額10万円としてございます。

次に、4の民間建築物耐震診断補助事業でございますが、こちらは耐震改修促進法に規定される一定規模以上の民間建築物を対象といたしまして、耐震診断に対する補助を行う事業でございます。補助額につきましては、耐震診断に要する費用の3分の2以内とし、別途面積に応じた上限額、限度額がございます。

続きまして、5の民間建築物耐震改修補助事業でございますが、こちらは耐震改修促進法に規定される要緊急安全確認大規模建築物として耐震診断の実施が義務づけられ、その診断結果を公表している民間建築物を対象に、耐震改修工事に対する補助を行う事業でございます。補助額につきましては、工事費の23%以内とし、別途面積に応じた上限額が定められてございます。

次に、6の危険ブロック塀等撤去補助事業についてですが、こちらは今年度から予定している新規の事業でございます。通学路に面するブロック塀等で、その安全性が確認できないものの撤去に対して補助を行う事業でございます。補助額につきましては、撤去工事費用の3分の2以内とし、補助限度額は10万円とするよう、現在計画を進めてございます。

建築指導課の説明は、以上でございます。

○上田公園緑地課長 引き続きよろしくお願ひいたします。

公園緑地課の主要事務事業の概要につきまして、御説明いたします。

資料の6ページをお願いいたします。

公園緑地課では、都市公園の計画や整備のほか、管理、運営などを行っているところでございます。また、緑化の推進、保全、記念樹等の交付などを行っております。

それでは、説明いたします。

主要事務事業の令和元年度予算額につきましては、記載のとおりとなっております。

1の公園等管理事業につきましては、指定管理者の一般財団法人水戸市公園協会に都市公園132カ所、児童遊園266カ所の管理について委託しているところでございます。

次に、2の国補公園建設事業及び3の単市公園建設事業につきましては、千波公園を初めとする各都市公園の施設整備工事及び設計委託のほか、千波公園の用地補償などを実施するものでございます。

次に、4の千波湖浄化事業につきましては、那珂川からの水を千波湖に導くための千波湖導水事業を実施するほか、浄化装置を利用しました水質浄化やアオコの集積を防止する委託等を行うとともに、桜川の水質調査や水位調整を行うものでございます。

最後に、5の緑化推進対策事業につきましては、保存樹などの指定及び記念樹交付、生垣設置奨励補助などの緑化推進及び啓発を促す事業を行うものでございます。

なお、7ページに公園緑地課事業箇所図を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 続きまして、市街地整備課でございます。よろしくをお願いいたします。

8ページと9ページをお願いいたします。あわせて10ページの図面をごらんください。

主要事務事業の令和元年度予算額は、記載のとおりでございます。

初めに、1の市街地整備推進事業でございますが、主なものといたしまして、市道上市254号線、259号線の用地補償などがございます。

次に、2の国補街路整備事業でございます。都市計画道路3・3・175号線、雨水排水設備などがございます。

4と5につきましては、東前地区の土地区画整理事業でございます。あわせて11ページの図面をごらんください。

最後に、6の内原駅周辺地区整備事業につきましては、内原駅の橋上化などの事業でございます。あわせて12ページの図面をごらんください。

説明は以上でございます。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 続きまして、住宅政策課の主要事務事業の概要を御説明いたします。

13ページをお願いします。

主要事務事業の令和元年度予算額は、記載のとおりとなっております。

初めに、1の河和田住宅建替事業でございます。市営河和田住宅は、建てかえによる住環境の整備を推進しており、令和元年度から令和2年度までの継続事業による本体工事を予定しております。

なお、15ページに施工箇所図、完成予想図を掲載しておりますので、御参照願います。

次に、2の砂久保住宅建替事業でございますが、建てかえにより子育て世帯に特化した市営住宅を整備することとしており、令和元年度から令和2年度までの継続事業による本体工事を予定しております。こちらにも16ページに施工箇所図、完成予想図を掲載しておりますので、御参照願います。

次に、3の公営住宅長寿命化型改修事業でございますが、既存の公営住宅の安全性の向上等のほか、長寿化に向けた修繕工事を実施するものでありまして、今年度は屋根・外壁改修のほか、給水管の改修を実施するものでございます。15ページ上部の左側に施工箇所図を掲載しておりますので、御参照願います。

次に、4の移住支援事業でございますが、移住などに伴う経済的負担の軽減や就職情報の不足によるミスマッチを解消することにより、東京圏からの移住を促進するとともに、中小企業の人材不足の解消を図るものでございます。

次に、14ページをお願いします。

5の子育て世帯まちなか住替え支援事業でございますが、子育て世帯の町なかへの住みかえを促進し、町なかのにぎわいを創出するものでございます。対象区域での住宅の取得などをした場合、最大48万円の補

助金を交付いたします。

次に、6の安心住宅リフォーム支援事業でございますが、将来にわたり安心して住み続けることができる住まい、まちづくりのため、既存住宅のストックの活用による住環境整備の向上及び地域経済の振興を図るものでございます。リフォーム工事等の経費の一部を支援することとし、最大10万円の補助金を交付いたします。

以上でございます。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 続きまして、泉町周辺地区開発事務所でございます。

事務分掌でございますが、再開発事業の指導、監督等及び周辺地区のまちづくりに関すること、さらに整備としましては、道路や駐車場を所管してございます。

資料の17ページを恐れ入りますがお開き願います。

まず、1の市街地再開発事業について、御説明いたします。

事業概要のうち、スケジュールについて、御説明をいたします。

平成28年の都市計画決定から本年3月の権利変換計画認可まで、確実にこれまで法定手続を進めてきたところでございます。

解体工事及び建築工事の工事契約につきましては、本年3月に締結をすることができまして、現在、解体工事を進めているところでございます。

今後のスケジュールでございますが、解体工事に引き続き建築工事に着手する予定でございますが、工事完了が3年後の令和4年2月、さらに6カ月の準備期間を経まして、新市民会館のオープンは同年の9月を目指しているところでございます。

今年度の予算につきましては、建築工事の一部に対する補助金及び都市計画道路の一部整備に対する負担金でございます。

次に、2の泉町周辺地区整備事業についてでございますが、内容は北地区再開発事業に関連し、一体的に道路整備等を図るものでございます。場所につきましては、資料の20ページを御参照願います。

これまで用地買収や設計測量等を進めてきておりまして、今年度一部区間において工事に着手してまいります。

続きまして、18ページを御参照願います。

新市民会館の整備に伴う立体駐車場の整備でございます。

市営駐車場として整備をするもので、記載のとおり、予算は商工課が所管する駐車場特別会計でございます。予算執行に関しましては、当事務所で担当しており、これまで特別委員会におきまして立地や規模等につきまして了解を得てきておりまして、内容につきましては記載のとおりでございます。

今年度は、引き続き用地買収を進めるとともに、実施設計を進め、今年から3カ年の継続費を設定しております建築工事費について、年度内の発注を目指してまいります。

説明は以上でございます。

○白田上下水道局下水道部長 では、下水道部の事務分掌及び主要事務事業の概要について、説明させていただきます。

下水道部提出の資料で、1ページをお開き願います。

下水道部の事務分掌でございますが、こちらに記載のとおりでありまして、下水道管理課におきましては、計画から経費、そして普及促進、また下水道使用料や負担金の収納といった業務を担っております。

下水道整備課におきましては、公共下水道の工事を実施しておりまして、下水道施設管理事務所では、水処理や汚泥処理の管理、そして施設の維持管理の業務を担っております。

組織といたしましては、2課1事務所11系の組織構成となります。職員定数でございますが、57名の定数の体制でございますが、こちらで事務の執行に当たっております。

今年度の建設改良に要する建設改良費の概算額でございますが、約41億7,000万円となります。

主な事務事業につきましては、下水道管理課長のほうから説明させます。

○鬼澤下水道管理課長 恐れ入りますが、資料の2ページ、3ページをお開き願います。

下水道部の令和元年度主要事務事業の概要につきまして、一括して下水道管理課から御説明申し上げます。まず、事務事業名1番の管渠建設改良事業について、御説明いたします。

事業の概要欄に記載の（公共）は、若宮1丁目の水戸市浄化センターを終末処理場とする単独公共下水道でございます。整備概要といたしましては、河和田第1幹線などの幹線工事、また渡里処理分区などの枝線工事、さらには新荘第1排水区などの改築工事などを行うものでございます。

次に、（流域）につきましては、那珂久慈浄化センターを終末処理場とする流域関連公共下水道でございます。逆川第2幹線工事や吉田第1処理分区などの枝線工事、また桜川幹線の耐震補強工事などを行うものでございます。

次に、（内原地区）につきましては、内原浄化センターを終末処理場とする単独公共下水道で、杉崎処理分区などの整備を予定してございます。

次に、（特環）につきましては、水府・青柳浄化センターを終末処理場とする特定環境保全公共下水道であり、私道枝線工事などを予算に計上してございます。

続きまして、3ページの2、ポンプ場建設改良事業につきましては、桜川第1ポンプ場の自家発電設備の改築を行うものでございます。

次に、3、処理場建設改良事業につきましては、水戸市浄化センターにおける自家発電設備と消毒設備の改築工事、水処理棟などの耐震補強工事、また水戸市浄化センターなどの監視制御設備の改築工事などを行うものでございます。

最後に、4の流域下水道建設費につきましては、那珂久慈流域下水道施設の汚泥脱水機や沈砂池の改築などに伴う建設負担金でございます。

以上が令和元年度の事業の概要であり、建設改良費予算は41億7,473万5,000円を計上してございます。

次のページには、A3の施工予定箇所図を添付してございます。灰色で塗られた箇所は、既に整備が進んでいる区域であり、黄色が平成30年度の施工箇所、赤色が今年度の整備予定箇所でございます。後ほど御参照いただければと思います。

下水道部の主要事務事業の概要の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いたします。

○飯田委員長 以上で、執行部の説明は終わりました。

それでは、内容について御質問等がございましたら、発言をお願いします。

松本委員。

○松本委員 高速道路の問題は、説明をうかがったんだけど、要望をするだけの仕事みたいに受けとめたんですよ。水戸市内で高速道路のやらずにやらなければならないところ、予定になっているところというのは、私はないと思っている。だから、要望をしていくっていうことは、もう飯富地区のスマートインターチェンジも工事に入っていますよね。そうしたら、要望事項っていうのは、あとは高速道路、水戸市内にはどこにも計画がないんじゃないのかなと思うの。だから、ちょっとその辺がどうなのかなって思ったのが1点。

それとですね、やっぱりこれ、建設部なんだけれども、例えば私の町内、東野町です。これは、前にも都市建設委員会で誰か委員が言ったと思うんです。工事が入りますね。そうすると、名称が、東野町の何号線ではないんですよ。笠原何号線とか、こういう名称になっている、路線名が全部。だから、路線名では町内かどこかわからない。この辺の見直してっていうのは、これは難しいんですか。

例えば、東野町何号線とか、米沢町何号線とかね、吉沢近くで言うならば、元吉田何号線とか、町名というのは全然出てこないんだよね。だから、東野町の場合は笠原何号線が多いような気がするの。あと、元吉田何号線とか。だから、例えば東野町のほうに工事をやっていただいたとしても、どこなんだか場所がわからない。笠原何号線と言ったら、笠原地区なのかと思っちゃう。

こういう部分についての、前も、執行部の皆さんで古い方は記憶にあると思うんだけど、多分、高橋議員が言ったのかなと思うんだけど、その路線名の見直しというのは、もっと具体的に市民にとっても、我々議員にとってもわかりやすい名称、路線名の変更、こういうものを直すっていうのは難しいんですか。これが1点。2点目ね、これね。

それと、都市計画部のほうでは、いろいろ今説明もあったんだけど、耐震診断士の、要するに資格者がいないということなのね、これ。みんな大体委託費というのは、外注でみんな出しちゃうんだよね。だから、どの課にも、どの係にも委託費というのが全部要るわけね。私、思うの。予算議会で私も言ったことあるんだけど、これは水戸市でできるんじゃないかと思うようなのも委託費になっちゃっているんだよね。

ということは、その診断士というのは資格があるわけでしょう。県の資格とか、国家の資格とか、国の資格とか、免許があるわけでしょう。そういう資格者が水戸市の職員の中にはいないということですか、これ。だから、外注をせざるを得ないということなんですか。

設計士が、診断というのは、設計というのは、家を建てる構造計算をして、設計をするわけでしょう。診断まではできますか、これ。例えば、一級設計士がいたとしても、診断というのはできますか。私はちょっとその辺が疑問で、だから職員の方を今回は何か募集しているようだけれども、民間からも採用するような募集の内容はファクスでいただきましたけれども、資格者がいれば、もっと経費が安くできるんじゃないのかなと思うような委託費がたくさんあります。この所管だけでも、委託費だけでも、幾らほどあるかわからないけれども、かなりの委託費というのがありますね。

だから、それは資格者がいないから、皆さんはただ予算を獲得して、発注しちゃって、それで工事、今度

は入札のほうに回しちゃってやっていただけしか何かやってないのかなと、悪く言えばだよ。よく言えば、職員が足りないのだと思う。

私は、だから今回の行革の中で、職員の健康管理っていうものを取り上げてみたいと思っている。勤務時間が余りにも長過ぎる。夜遅くまでやっている。ここにおられる方は、管理者だから、管理職手当みたいなものはもらっているけれども、残業手当はつかないよね、管理職というのはね。だから、皆さんは5時何分に帰っちゃっても、残業手当のつく人が残業をやって、夜遅くまで電気がついて作業をやっている。こういう様子がよく見受けられております。

要するに職員も足りないだろうけれども、だから皆さんは大変だと思っていますよ。そういう中で、委託費の削減っていうものを、資格者を引き抜いたとしてもだよ、例えば。悪い言葉で言うならば。そういう人を雇って、やはり委託費を削減していくとか、そういう方向の切りかえみたいなのは考えにくいのかな、皆さん。

それは上のほうで考えることなんでしょうけれども、総務部のほうなんだろうけれども、人事の問題は。それはわかるんだけど、そういう採用についての問題のすり合わせというのは、縦の線はこういっているんだけど、横の線がうまくいってないような気もするの。そっち側は私は知らないよと。その部分は私のほうの担当じゃないから、向こうへ行って聞いてくださいよとかいうようなことが往々にして多いような気がするの、横の連絡も密にしてさ、今後のこれは要望でいいですよ。そういう方向でね。今度、保健所だつてつくるのにはさ、獣医師が何名、薬剤師が何名って資格者だけを今、とりあえず雇っているわけでしょうよ。だから、皆さんも技術屋さんなんだから、そういう技術の診断士が要だとか、設計士が要だとか、いろいろあると思うの。

それと、路線名の問題、これをもう少しわかりやすく直せる方法を、今即答できるんならばしてほしいんだけど、これは難しい問題だと思うのね。だけれども、もう少し、じゃ東野町、例えば130番地のことを言うけれども、135号線とするわ。それは笠原135号線だと。だから、一般の人は、東野町には何の予算も整備費もついてないのかな、こういうふうにとられるんじゃないのかなと私は思うの。

だから、135号線だったら、わかりやすく、仮にだよ。（東野町地内）とか、そんな表現の仕方というのを路線名の中につけることはできませんか。

今、1つの例だから。本当は東野町135号線が一番正しいと思うよ、そういうふう直せるんならば。そういう変更というのはできませんかね。何かいい方法。

〔「わかりやすい」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 これを見ると、わからないもん。どこの場所だか全然。地図で見れば、何とかこれは東野町の135番地周辺なのかなんては思えるけれども、予算書で見ると、全然わからないよね。当初予算書で見るとね。

そういうことを、これは難しければ、委員長、これは要望でもいいけれども、答えられるんなら答えていただきたいなというふうに思います。

○飯田委員長 大森建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 今、松本委員のほうから御質問いただいております項目のうち、高速道

路と路線名のお話のほうをお答えさせていただければと思います。

高速道路につきましては、委員もお話しされたとおり、水戸市内では、もうほぼ全線の部分が完成しております。どちらかという、やるところがないんじゃないかというのは、確かに御指摘のとおりでございます。

ただですね、高速道路、未完成の部分も含めて、つながって初めて機能が出るというところもございまして、特に先ほど私どものほうから説明させていただきました東関東自動車道水戸線、それから常磐自動車道については、当然、茨城県内で行方市のほうがまだ事業中ですけれども、現地ができていない状況がありますので、そこがつながれば、広域ネットワークとか、そういったかなりの効果があるということもありまして、起点と終点ということで、水戸市は終点に位置しているということもあるものですから、そこはできたところだからということではなく、全体で完成するまで一緒にやっというふうな形で、常磐自動車道も、福島県内で、また2車線になっているところもございまして、そういったところで活動しているというところで御理解のほうをいただければと思います。

それと、2つ目にお話しいただきました路線名ですけれども、私も詳しく経過を知っているということではないんですが、少なくとも今、水戸市内では、松本委員の御指摘のとおり、30近いブロックに分かれて路線名がついてございます。

この路線のブロックの名前のつけ方については、現在の町丁名とは一致しておりません。近年ですと、市町村合併に伴って、内原町が合併したときには、内原ブロックについては全て内原何号線、それからその前にやった常澄ブロックについては、常澄何号線という形になってございます。

どうも過去の経過を見ておきますと、要は、市町村の合併とかに伴って、そのエリアを併合したときに、わかりづらくなるだろうということで、その部分をブロックの名前にしてどうも名前をつけていったような経過があるような形が見受けられて、認定の際に、五千数百本の路線が既に存在するという形になるものですから、ちょっとそこを町丁名ごとに割れるかどうかという話なんですけれども、かなり膨大な作業と、あと新たに市道の認定をし直さなきゃならないというようなところもありますので、もうちょっとわかりやすいような表現、工事を発注する際には、路線名の後ろに町丁名とかがついておりますけれども、そういったところで何か工夫ができるかどうかについて、検討のほうをさせていただければと考えております。

以上でございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 反論じゃないんだけど、旧地域、村、町が、水戸市に移り変わってきて、ちょっと私の町内だったら、もともとは東野村なの。それで、今度は吉沢村に合併して、元吉田に合併して、水戸市に合併してきているわけ。だから、古い町内というのは、必ず神社があります。日本の発展というのは、神社から発展してきたのね。だから、どこの町内へ行っても、古い町内には鳥居のわきに村社っていう、村の神社という碑が、石が立っています。ですから、何でそういうところが笠原何号線になっているのかなって疑問に思ったの。

だから笠原が何で東野町のほうに、学区も違う。部落も違う。笠原というのは、元笠原村だったの。それから緑岡村に合併したの。それで、水戸市に合併したの。だから、笠原というのは子安神社とかあるでしょ

う、古いのがね。だから、昔は村だったんですよ。格付ができたの、国のほうのね。そのときは、ただの平民。部落。それで神社ができて、初めて村の格付というのができてきて、水戸市というのは、日本の国というのは発展していった。こういう歴史がある。

だから、何で東野村は吉田村なんだけれども、その後水戸市になったんだけれども、何でそこに笠原の何号線が入っているのかな、これが不思議なんだよ。私はね、何としても。

だから、それはやっぱり町名で、ある程度わかりやすい方が、膨大な作業になるって大森課長はおっしゃっているけれども、市民にとって、もう少し親切にわかりやすいような路線名っていうのは必要じゃないのかなっていうふうに、私はこう思っています。

これは要望でいいですよ。これ以上どうせ言ったって、大森課長、答えようがないよね。だから、それは部内なり何なりでよく、総務部は関係あるのかわからないけれども、よくすり合わせ、検討していただきたいなというふうに思います。

○飯田委員長 あと、松本委員、都市計画部の資格者の関係はいいですか。

○松本委員 こっち、答えがあるんだっぺ。

○飯田委員長 じゃ、それを答えてもらいましょう。

井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員からの御質問にお答えいたします。

水戸市の耐震診断士派遣事業につきましては、茨城県が認定しております木造住宅耐震診断士による耐震診断を対象にしております。

○松本委員 それは何か県の資格を持っているのか、診断士というのは。

○井原建築指導課長 はい。県が認定した診断士ということで、これは建築士の資格を持っている方ではないと認定は受けられないものになっておりますが……

○松本委員 建築士とは別でしょう、診断士というのは。

○井原建築指導課長 はい、別でございます。

○松本委員 免許がね。

○井原建築指導課長 ええ。ただ、その県の認定を受けるためには、建築士の資格を持っていないと……

○松本委員 受けられない。

○井原建築指導課長 認定されないということでございます。

○松本委員 だから、水戸市にそういう職員さんはいるんですかって聞いた。

○井原建築指導課長 水戸市には建築士はおりますが、申しわけありません、その認定……

○松本委員 診断士はいない。

○井原建築指導課長 認定を受けた診断士はおりません。

○松本委員 いないのね。

○井原建築指導課長 以上でございます。

○松本委員 あとは要望で、今後検討してもらって。

○飯田委員長 それでは、いいですか。

小川委員。

○小川委員 ただいまの松本委員に関連して、国道に面した部分で、よくわかりやすく言うとね、橋梁の部分とのり面の部分、それについて両サイドに付随した道路面、高速道路の。この管理の面については、水戸市が受けているのか、あくまでも国サイドで管理をしているのかという、わかりやすく言うと、私が先ほど申し上げたように、橋梁面の下はフェンスできちんと、これはわかりますよね。そのサイドにある、両サイドにある国で買い上げたこの道路に対して、これは……

〔「側道」と呼ぶ者あり〕

○小川委員 側道か。それに関しての維持管理は、市が受けているのかどうなのか、その辺をちょっと。私もいつも通ってはいるんだけど、気がつかないでね、破損した部分もございますし、それであれば、どちらに要望すればいいのかなという疑問が生じたもので。単純ではございますが、その1点お伺いをいたします。

○飯田委員長 有金道路管理課長。

○有金道路管理課長 ただいまの小川委員の質問にお答えいたします。

高速道路の側道につきましては、市道に認定されておりますので、水戸市で管理しております。

以上です。

○飯田委員長 小川委員。

○小川委員 はい、わかりました。

なおかつ、今ちょっと草刈りの繁期でもあるし、そういう面でも、私どもも、あと常に側道を使っている方は少ないと思うんですが、やはり大洗インターから水戸南のインターの間、いわゆる丘陵部がございますね。ああいう面でのごみの管理とか、いろいろあつたりするものですから、そういうことも踏まえて、今、確認の意味で質問をいたしました。了解いたしました。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は、再開発について、加藤所長に質問したいと思うんですが、都市計画部の17ページに泉町1丁目北地区の再開発のことが出ていますけれども、実は6月議会の答弁で、水戸市の新市民会館の建設費は27億円ふえると。そのうち補償費が24億円もふえるという答弁がありました。

そこで、お尋ねしたいんですけども、この17ページにこの泉町1丁目の全体額というのは125億円出ていますけれども、これは今まで103億円というお金で、計画であったんですけども、これはどういうことで125億円になったのか、お答えいただきたい。

○飯田委員長 加藤泉町周辺地区開発事務所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

17ページに記載の125億円につきましては、6月議会でも代表質問で答弁させていただいたとおり、全体事業費を見直す中で、収入、支出、それぞれ見直しを行いました。その見直しに伴って、これまで103億円をお示してきたものが125億円となる見込みでございまして、その数字をお示しさせていただきました。

なお、事業費の件につきましては、特別委員会においてしっかりと説明をさせていただく予定でございま

す。

以上でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 それはわかるんですけども、ただね、この全体事業費がいきなり103億円から125億円になってしまったということですよ。それも、執行部の市長の答弁で、一気に27億円も支出がふえ、この103億円もですね、125億円で23億円もふえますよね。これは一体何なのかということで、もう一つお尋ねしますけれども、125億円ですけれどもね、この24億円のうち、これは何に使われるんですか。移転補償ってありますけれども、移転補償のうち、具体的に例えばどんなものにこの補償がされるんですか。

〔「それは中庭委員、特別委員会でやっぺよ」と呼ぶ者あり〕

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの御質問を改めて確認をさせていただきたいんですが、今年予算の2億1,000万円についての使途でございますでしょうか。

○中庭委員 いや、私が聞きたいのはですね、24億円ふえましたよね。既に権利変換計画ができておまして、さらにそれに上乗せして24億円がふえるということになるわけですよ。そうしますと、例えば、既に伊勢甚には29億4,114万円の転出補償が支出されました。そしてまた支出されるということでもあります。それからまた、床の権利変換として、床を取得するというので、伊勢甚が7,100万円も取得するというので、合わせて30億1,400万円のお金が支出されるわけですよ、移転補償の中で。莫大なお金が支出されるという中で、さらにですね、それ以外にも、例えば伊勢甚には24億円の中から、さらに今度はまた別な営業移転補償とか何か出るのかというのを私は聞きたいんです。

〔発言する者あり〕

○飯田委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 御質問の24億円につきましては、6月議会の答弁の中で、補償費につきましては24億円ふえると答弁させていただいたその24億円を指した御質問だと思われませんが、その補償費のふえた理由、あるいはその内容につきましても、特別委員会におきまして、皆さんがいる際に御説明をさせていただきたいと思えます。

○飯田委員長 特別委員会が設置されて、今、その中で話をすることですから、今日のところは……

○中庭委員 特別委員会の中でやりますけれども、私はやっぱり市民の知らないところでどんどん建設費がふえて、320億円だったのが355億円近くも、この移転費がどんどんふえていくというやり方が、これはもう本当に税金の無駄遣い、税金の浪費以外の何物でもないということを指摘をしておきたいと思えます。

ぜひですね、24億円の中で、伊勢甚に対して、今まで支払った30億円以外に、また幾ら出すか、それだけちょっと答えてください。それだけ。

〔「また特別委員会で……」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 先ほど言ったように、特別委員会が設置されて、皆さんに全体的に説明するということですから、今日はこの辺で。

〔発言する者あり〕

○飯田委員長 いいですか。

それでは、以上で、各課の事務分掌及び令和元年度主要事務事業の概要について終わります。

次に、報告事項の説明に入ります。

市営住宅の入居について、執行部より説明願います。

木村技監兼住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 市営住宅の入居について、住宅政策課提出資料により御説明させていただきます。

まず、1の運用の見直し理由でございますが、茨城県における、いばらきパートナーシップ宣誓制度の導入に伴い、市営住宅入居の要件にあります、婚姻の届け出をしないが実質上婚姻関係と同様の事情にある者に、パートナーシップ宣誓をし、受領証を持った人を加える運用の見直しを行うものでございます。

2の内容といたしましては、いばらきパートナーシップ宣誓書受領者を、市営住宅入居申し込みの案内にあります入居資格において、婚姻の届け出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、に読み込めるため、入居申込者の資格を満たすものいたします。

なお、県営住宅におきましても、同様の取り扱いを7月1日から運用しております。

3の周知方法といたしましては、ホームページの掲載と、茨城県住宅管理センターにおきまして入居に対する相談窓口を開設いたします。

4の施行の期日につきましては、令和元年8月1日からとなります。

下段の囲みにつきましては、市営住宅条例を抜粋したものであり、網かけのところが該当する部分になります。

最後になりますが、裏面を返していただきますと、茨城県のいばらきパートナーシップ宣誓制度についての概要を記載してございます。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 内容について、何か御質問等がございましたら、発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 この制度は、要するにパートナーシップを宣誓した方についてはですね、夫婦と同じような資格を市営住宅の入居については与えるということで、これは、非常に今の性的マイノリティーの方々に対する支援ということでは、私はこれは評価できることだと思うんです。

特に、そういう性志向、そういうことに対してやっぱりきちんとした配慮をするというのは当然のことではないかと思えます。

それで、8月1日からということなんですけれども、例えば、入居、例えば場所ですね。そういう制限とか、例えばそういうものを行ってほならないと思うんですけれども、そういうことはないのか、差別的なことではないのか、全く夫婦関係と同じような扱いをするのかということと、それからやっぱり水戸市がこれをやるというのは当然のことでありまして、私はそういう点で、市報で、この制度を水戸市ではこういうふうに変えたということも広報すべきだと思うんですけれども、ここで周知方法でホームページとか何か書いてありますけれども、ホームページだけではなくて、例えば市報だとかそういうことも含めて、きちんとした

広報をすべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○飯田委員長 木村住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

入居の要件を満たすことによりますので、入居制限等、どここの住宅には入れないとか、そういうことをするつもりはございません。詳細に関しましては、この8月1日までの間に、よく調整をしまして、決めたいと思います。

周知方法に関しましては、先ほどホームページということで御報告しましたが、いろいろな形で展開できると考えていますので、これからいろいろと考えていきたいと思っています。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 パートナーシップについてですね、これを認めるという、この宣誓者を婚姻関係と同じように認めるということで、茨城県が全国で初めての実施ということになります。

それで、この裏面に、県は市営住宅以外にも、中央病院の扱いについても同じようにすると。例えば、付き添いの場合でも、パートナーシップ宣言をした人については、配偶者と同じような扱いをするとかというのが書いてありますよね。県職員採用試験も性別欄の見直しと。それから、実態調査もしなさいとか、そういうのが書いてありますけれども、これは、やっぱり私はそういう点ではしっかり、水戸市としても行うべきではないかと思うんですが、担当課はここにはいないですよね、これね。

[発言する者あり]

○中庭委員 ですから、それに対して、今日はこの問題もしっかり、執行部の中で受けとめていただいて、ぜひ水戸市でも実施してほしいなというふうに思います。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 ないようですので、次のその他に入ります。

委員より何かございましたら、発言をお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 市営住宅の裁判の問題なんですけれども、今、裁判中であります。7月6日にも裁判があったんですけれども……

[「何で裁判になっちゃったの」と呼ぶ者あり]

○中庭委員 その中でですね、滞納家賃が支払えないということで、80歳を越した方が裁判になりまして、高齢者なのに出でいけと言われても、退去してほしいと言われても、なかなか退去する先が見つからない。困ったと。分割納入もしているのに退去させられてしまうということで、非常に困ったとの相談がありました。

これについてですね、その方は答弁書も出して、何とかしてほしいということでなりましたけれども、その裁判のそういう訴えがありますけれども、これに対してどういうふうな水戸市は対応したのか、お答えいただきたいと思っています。

○飯田委員長 木村住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

ただいま、今言われた案件に関しましても、現在裁判中でございますので、今の段階では答弁はできないので、御了承ください。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私はね、やっぱり今、水戸市が、市営住宅の滞納者を相手に対象にして裁判をかけるということで、生活保護を受けている世帯にも法的処置をとると。連帯保証人も、裁判の法的処置をとるという通知を出しています。

こういう中で、強制的な退所になってしまって、ホームレスになってしまったという方もいらっしゃいますし、分割納入しているのに、法的処置で退去の裁判になってしまうということが実際あるわけなので、ぜひ、やっぱり私は憲法で保障された、25条ですね、生存権の保障ということで、きちんとそういう権利を守る、憲法を守るという立場から対応していただきたいと思います。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、所管施設視察でございますが、本件については、お手元に配付した日程（案）のとおり行いたいと思います。

本庁舎西側地下駐車場入り口前にマイクロバスを用意いたしますので、全員協議会終了後、御参集願います。

それでは、暫時休憩します。

午前11時40分 休憩

—————所管施設視察—————

市役所発	13:37
市営河和田住宅318棟	14:02～14:12
市道内原6-0003号線道路新設改良事業箇所	14:29～14:38
市役所着	15:18

—————
[委員派遣後、会議を開かず]